十月六日から

秋の交通安全県民運動

酒運

追

#### 10月のこよみ

1日法の日

〃 労働衛生週間 始まる

赤い羽根募金 始まる

4日里親デー

6日秋の交通安全 週間始まる

9日寒霜

10日体育の日 〃 目の愛護デー

14日鉄道記念日 17日貯蓄の日

18日家庭の日

21日秋土用

23日電信電話記念日 〃 新聞少年の日 24日霜降

26日原子力の日 27日読書週間始まる



をはかることが目的です。 とによって、交通事故防止の徹底 全、思想の周知徹底をはかり、正 しいルールの実践を習慣づけるこ 重点実施事項

運転者の雇主その他道路交通に関

この運動は、歩行者、運転者、

われます。

日間に秋の交通安全県民運動が行 十月六日から十月十五日までの十

①歩行者とくにこども老人の事

めの安全確保と保護者に対する教 童に対するとびだし事故防止のた 故防止に関する事項 幼児および小学校低学年児

を主目標とし1、老人研修会、

老人の安全確保と飲酒運転追放 特に本町交通安全推進協議会は

**人学級の会合等で交通教室を開き** 

方の指導

の歩行者保護のための街頭指導 における安全通行の確保

者に対する管理および指導 供業者に対する指導 イ、職場における運転免許所持

の排除のための地域活動と家庭向

る自転車の整備点検と安全な乗り イ、小学生および中学生に対す

ない自主活動を促進する を運転するものには酒類を提供し

官庁、会社事業所等で飲酒

2、飲酒運転事故防止については 交通安全思想の促進をはかる。

ア、酒類提供業者に対し自動車

ウ、通学通園路の点検、整備 オ、正しい横断の励行と横断中 エ、歩行者、とくに老人の踏切 飲酒運転事故防止に関する事

> を運転するときは酒類を飲まない 運転追放の申し合せを行い自動車

飲ませない慣行を樹立する

ウ、部落会、婦人会は祝いごと

飲酒運転の取締りと酒類提

する者に酒類を出さない運動をす その他各種会合において車を運転

各家庭において主婦が中心とな

ウ、飲酒運転の誘因となる慣行

運動を推進する。

祝ごとその他各種会合等の酒席

飲ませない。飲んだら運転しない り自動車等を運転する者に酒類を

広報 無謀運転事故防止に関する事

っていかないととを厳守する。

会

ナご

よ

h

発 行 所 役 場 町 賀

ウ、運転マナーの指導

編集発行 刷所

遠賀町庶務課 冷牟田印刷合資会社

イ、車両の点検整備、とくに整

信号無視、速度違反追越違

謀な運転に対する指導及び取締り 備不良等にもとずく交通公害の防 反、過積載、踏切通過違反等の無

#### 町民の動き

8月末

2,364世帯

4,500人

4,972人 女 計 計9,472

9月異動

+ 14人

計 23人

9月末

4,514人

計 9,495人

+ 11世帯

男 9人 +

2,375世帯

4,981人

昭和四五年度遠賀町一般会計補 ○第四八号議案 社会福祉費を九七万円補正

臨時議会が開催され、付議可決さ

去る九月二十六日遠賀町第二回

第二回臨時議会開催される

れた議案を次のとおりお知らせし

産炭地域開発就労事業費、二、三 三一、八五八万円、主なる補正は (補正額四、一七九万円、総額

専決処分の認定について 〇第四七号議案

一般会計補正予算第三号)

45年10月10日発行

業特別会計補正予算

の二紫田

昭和四五年度遠賀町農業共済事

(Z)

五〇万円などです。 五三万円、蟹喰溜池浚渫費一、〇 保険特別会計補正予算 一百 補正額一三万円、総額四、七七 〇第五〇号議案 昭和四十五年度遠賀町国民健康 〇第四九号議案

別会計補正予算 二万円 昭和四五年度遠賀町水道事業特 〇第五一号議案 補正額三一万円、総額一、三七

> 三万円 資本的収支の部 補正額四七万円、総額一、五八 収益的収支の部 補正額一〇万円 総額一三万

について 固定資産評価審査委員会の選仕 ○第五二号議案 遠賀町大字今古賀三四六番地

教育委員会委員の任命について 〇第五三号議案 遠賀町大字木守一五六一番地 師 勇 晋 氏

ました。 相互に消防力を活用して被害を最 ております。 少限度に防止することを目的とし この訓練は遠賀郡内各町消防団

> 手町とも 応援協 定をしておりま 外に芦屋航空自衛隊、中間市、鞍消防応援協定は遠賀郡三ケ町の

#### 行 政 /権相談所も併せて開設 相 談 会 開

かわからない方は気軽にこの相談 くいとか、どこに申し出たらよい が、どうも関係の役所に申し出に なく相談して下さい。 時でも相談に応じますので御遠慮 会を利用して下さい。 に対する苦情、相談、意見がある 尚左記相談日以外でも自宅で何 県、市町村等の役所の仕事

場所 一、日時 人権擁護委員 這賀町尾崎六九四番地 午前十時~午后三時 遠賀町虫生津五八八番地 遠賀町今古賀三四六番地の二 行政相談員 遠賀町公民館 十月十二日

町営住宅 入居者募集につ (空屋) T

末日をもって空屋となりますので 入居希望者の募集を行います。 一、戸数 、敷金 、家賃 (六畳、四、五畳、台所、物置) 、住宅種類 第二種公営住宅 左記のとおり、町営住宅が十月 ◎入居申込用紙は役場財務課財 募集期間 よって決定します。 合は、入居資格者の抽せんに 入居決定 応募者が多数の場 政係に準備しています。 九、六〇〇円 三、二〇〇円 虫生津西町町営住宅 45年9月16日から /9月25日まで

4.現に住宅に困窮していること ること。 他婚姻の予定者を含む)があ と同様の事情にある者、その する親族(事実上婚姻の関係 が明らかな者であること。

2.毎月令第五条に規定する基準 よ町内に住所又は勤務場所を有 を有するものであること。 る家賃及び敷金を支払う能力 の生活を営み、町条例に定め 収入(別表)があって、独立 するものであること。 収 入 5 条 準 表 扶養1人 2人 3/ 11 11 円 準収入 505,000 595,000 550,000 (49,583)(62,083)(45,833)5人 4人 11 11 6/ 24,000円 685,000 730,000 以下 640,000

### 去る九月二十日(日)遠賀郡内 災害から住民を守る消防団 郡内消防団消火訓練実施

入居資格

部裏密集地帯Aアパート炊事場よ 垣町大字山田、遠賀郡農協東部支 練が実施されました。 各消防団一六二名が出勤し消火訓 想定は、九月二十日午前九時岡

り出火し、大火になる恐れがあり

3.現に同居し又は同居しようと

判断し、各町に応援要請をなす、 岡垣町消防力では防御出来ないと し、訓練を午前十時四十分に終り た結果、午前九時三十分に鎮火 り、水利部署に到着し消化に努め 動し岡垣町消防団の水利誘導によ 電話要請を受けた各町は直ちに出

上記金額は税込年間収入額である

(60,833)(53, 333) (75,083))内は月額

生

ワ

ク

チ

ン

投与実施

今月の

税

金

町

県

民

税

第

三期分

1、試験の種類

危

険

物

取扱主任者試験

納

期

限

十月二十五日

名で受付を締切りますので早目に

胃癌は一〇〇名、子宮癌は七〇

住民課衛生係まで申込み下さい。

芦屋更生企業組合岡垣営業所

電話〇九三二八•〇五五五•〇五五六番

日給

九00

- HOO

遠賀郡岡垣町戸切字岸元

求

人

広

告

検

診

受

付

実

施

1、趣旨

3、応募標語、自作、未発表に限

昭和四五年十月三一日(土)

2、募集締切

ります。官製はがき一枚に一句

を記載して下さい。一人二枚ま

該当者 場所

生後三ケ月から一才未

受付

午後一時~二時

料金

町公民館ホール

胃

子

宮

癌

満の者で一回も投与を

回だけ投与をうけた

十月二十三日

無料

投与を受けてはいけない者 熱、および下痢をしている者

※母子手帖を持参して下さい。 病後衰弱の激しい者

3、試験の場所 2、試験の日時 4、受付期間 甲種及び乙種全類 北九州市小倉区北方 北九州 大学 昭和四五年十一月八日(日)

納期限内に納めましょう

5、受験手続 (2)受験料 (1)願書 中間市並びに水巻町 十月一日~十月二十六日 両消防本部で交付します 甲種八〇〇円

00円 乙種1類につき五

> せします。 協会主催で実施しますのでお知ら 尚、試験に伴う準備講習会を当 1、講習の日時

2、講習の場所 水巻町々民会般 昭和四五年十月二四日

3、講習料 会 員三〇〇円 4、受付期間 昭和四五年十月二十三日 会員外五〇〇円

遠賀中間地区危険物安全 以上

### 統 一地方選挙の標語募集

最もアピールする選挙標語を広く 展を期するために、一般有権者に 住みよい郷土を築き地方自治の発 ふさわしい人を選ぶために、また 問題をあつかっています。 な公害、道路、教育、衛生などの 政は、私たちの生活に最も身近か されています。地方自治・地方行 明年四月に統一地方選挙が予定

でとします。

日·時

毎月第三月曜日

十時~

十一時

乳

児

相

談

所

遠賀町公民館

募集します。 そのにない手となる人、それに

> 4、賞金 3等 2 等 1等 **作若干名** 大各三、000円 三人各一〇、〇〇〇円 一人 三0、000円 記念品

### 民謡同好会へ どうぞ

して遠賀町民謡同好会を発足いた 誘い致します。 を問わず多数御参加下さるようお しました。 同好の方は左記に依り老若男女 十月二日より情操教育の一助と

> ところ 連絡先〇鬼津 二村八郎 謝五百円程度(含雑費) 公民館別館 り午後九時まで

〇虫生津 古野千年 (電話3~8589) (電話3~0838)

〇教育委員会事務局

第 122 号

男若干名 作業時間 女若干名

八、00~十七、00迄 五十五才位迄

場所 岡垣町戸切岸元三四四

詳各

F

面保

(3)

毎週金曜日午后七時よ

# 交通安全の心得

### ◇歩 行 者

- 道、横断歩道橋などを利用すること。1、道路を横断するときは遠回りでも信号機、横断歩
- らず手をあげ左右の安全をたしかめて渡ること。2、道路を横断するときは車のとぎれをたしかめ、必
- 3、斜め横断しないこと。
- 4、走っている重のすぐ前、すぐ後を横断しないとと
- 5、止っている車のすぐ前、すぐ後から横断しないこと。
- 6、歩道のない道路は、右端を歩くこと。
- 7、老人、子供の安全誘導に努めること。

## ◇自転車乗用車

- 1、自転車は身体に合ったものを選ぶこと。
- 2、二人乗りをしないこと。
- 3、左右折の合図を励行すること。
- 4、右折する場合は交差点の左側端に沿って進行する
- 5、左側端の一列進行を励行すること。
- 6、安全装置は常に点検して、整備不良車には乗らな

夜間は必らず点灯し、

後部には反射鏡または反射

- 8、踏切では必らず一時停止し、安全確認を励行するを、踏切では必らず一時停止し、安全確認を励行するテープを取付けること。
- 9、飲酒して自転車に乗らないこと。
- 10、傘をさすなど片手ハンドル運転をしないこと。

## ◇家 族 (主婦など)

- 止について話し合いを行なうこと。他で広報されていることなどを中心に、交通事故防1、家庭のだんらん時に新聞、ラジオ、テレビ、その
- 意、また、車を運転するものには安全運転、酒をの意、また、車を運転するものには安全運転、酒をのまない。 また、車を運転するものには安全運転、酒をの
- おなどについて実施に指導すること。
  る、こどもには、交通ルール、安全な通学通園のしか。
- 4、幼児の一人歩き、道路へのとび出し、路上遊ぎを

- 手を引いて歩くこと。
  5、幼児と歩くときは、幼児を車側に出さないように
- すること。 のるな のるなら のむな」を徹底
- 通ルールを身につけること。
  7、すすんで、交通講話や交通教室等に参加して、交

## 学校、幼稚園等

### (学童、園児)

- られた通学(園)路を通ること。
- 安全な横断をすること。
  2、上級生は、下級生の模範となって、正しい通行、
- 4、車のすぐ前、すぐ後の横断、とび出し、斜め横あるところでは必ずこれを利用すること。3、遠回りでも横断歩道、信号機、横断歩道橋などが

断、左側通行、車道通行、無茶な自転車の乗り方は

5、道路上であそばないこと。

絶対にしないこと。

- 6、鉄道路線や踏切で遊ばないこと。
- 7、自治会や、こども会等で交通安全について話し合
- 歩行者を認めて停止するのをまって横断すること。8、手をあげて直ちに横断するのではなく、運転者が

# る若い力 自衛官募集中



#### 応募資格

# 満十八才から二十五才未満の健康な男子